

佐野地区衛生施設組合夜間警備委託仕様書

夜間警備委託仕様書

この仕様書は、佐野地区衛生施設組合（以下「甲」という。）が、受託者（以下「乙」という。）に委託する夜間警備委託に関し必要事項を定めるものとする。

1. 業務委託名

佐野地区衛生施設組合夜間警備委託

2. 警備対象箇所及び所在地

名 称 佐野地区衛生施設組合

所 在 地 栃木県佐野市植下町2550

※別紙「佐野地区衛生施設組合全体図」参照

機械警備の対象は管理棟および処理棟のみ

※「佐野地区衛生施設組合平面図」については、入札参加資格確認申請書を提出した者にのみ閲覧公開をする。

3. 履行期間

令和4年7月1日から令和9年6月30日まで（長期継続契約）

佐野地区衛生施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年佐野地区衛生施設組合条例第2号）第2条第2号に基づく長期継続契約

4. 業務に関する基本事項

- (1) 委託内容は別紙「警備委託実施要領」により実施するものとする。
- (2) 常に細心の注意をもって業務を実施すること。
- (3) 業務の実施に伴い知り得ることのできる秘密事項を一切漏らさないこと。
- (4) 警備報告書は毎月7日までに提出すること。
- (5) 支払いについては月毎の請求とする。

5. 委託入札金額

本契約は5年契約となるため、工事費（配線工事、機器取付費、試験調整費、撤去費）、保守点検料、消耗品費一式などの経費込みとする。

警備委託実施要領

1. 業務委託名

佐野地区衛生施設組合夜間警備委託

2. 目的

警備委託の本契約に基づき、本業務が円滑に行われるように、佐野地区衛生施設組合（以下「甲」という。）の施設の警備について以下のとおり実施要領を定める。

3. 警備の方法

(1) 警備方法

受託者（以下「乙」という。）は東日本電信電話株式会社（NTT 東日本）の一般電話回線を利用した自動警報装置（侵入、入退館、火災、設備異常）を使用する機械警備方式により警備を行うものとする。

また、毎日夜間に施設周り及び施設公園の機動巡回警備を行い、公園内の人がいないことを確認し、公園正面入口門を閉門すること。

(2) 施設の機械警備の内容

乙は、機械警備の開始に向け下記のとおり、送信機、電源装置、リモートコントローラー、パッシブセンサー、集合型リスポンダ、その他警備通信に必要な機器を警備委託開始までの設置するものとする。このとき機器選定については、警備上支障が無く、適切に作動可能な機器とすること。

※警報装置設置場所は別紙「佐野地区衛生施設組合平面図」参照

なお、「佐野地区衛生施設組合平面図」については、入札参加資格確認申請書を提出した者にのみ閲覧公開をする。

- ・管理棟 1階 パッシブセンサー 5、リモートコントローラー 1
2階 パッシブセンサー 4、送信機 1、電源装置 1
- ・処理棟 1階 パッシブセンサー 4
2階 パッシブセンサー 5、集合型リスポンダ 1

4. 警備実施時間等

(1) 警備対象物件が無人状態にあるとき。

なお、佐野地区衛生施設組合が無人状態となるのは概ね次のとおりである。

平日（月曜から金曜） 17：30～翌日8：30

土日祝祭日

17:30～翌日8:30

- (2) 警備装置作動開始（セット）の信号を受けたときに始まり、警備装置作動解除（リセット）の信号を受けたときに終了する。ただし、火災については24時間警備とする。

5. 警備任務

機械警備設備により警備対象物件に異常事態が発生したことを確認したときは、乙は、直ちに警備員等を現場に急行し、異常事態の内容を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。

6. 異常事態発生時の措置

- (1) 火災、その他非常事態に対して事前に予知されるものについては、甲乙協議の上これに対処する。
- (2) 緊急事態に直面した場合、乙の警備員等は、実情に応じた的確なる判断のもとに臨機応変の措置をとり、直ちに関係先への通報及び連絡をし、災害を最小限に防止するように努めなければならない。

7. 委託業務に係る機器の設置及び費用負担

- ・ 乙は、契約後（5月下旬開札予定）速やかに機械警備等に必要な機器を設置し、履行期間開始日までに機械警備等に必要な機器を設置できない場合は、設置が完了するまでの間、警備員を配置（常駐）し対応すること。この際に要する費用は乙の負担とする。
- ・ 機械警備等に必要な機器の設置、撤去の費用は、乙の負担とする。但し、甲の都合による機器の移設、増設等については、甲乙協議し別途定める。
- ・ 本業務に必要な東日本電信電話株式会社の一般回線及び電源は甲が提供する。

8. 機械警備設備の保守点検

設置されている機械警備設備の機能について、乙は必要に応じて適宜点検を実施し、その都度結果を甲に提出する。

9. 甲の連絡先については、次のとおりとする。

- ・ 甲は、乙に対して予め緊急連絡先の名簿を提出する。
- ・ 緊急連絡先に変更が生じた場合は、遅滞なく通知する。

10. 甲への報告

- ・ 乙の警備員等が待機している場所、待機場所から警備対象箇所までの距離及び時間について、本業務を開始するまでに甲へ報告しなければならない。
- ・ 乙は、機械警備業務報告書を毎月1回、翌月の7日までに提出しなければならない。

11. 鍵の預託

警備実施に必要な鍵等は、甲乙相互に預託し、それぞれが嚴重な取扱い及び保管をするものとする。

12. 損害賠償

乙は、委託業務の実施に際して、乙の責めに帰すべき理由により、甲または甲の職員及び第三者に対し、身体上または財産上の損害を与えた場合は、客観的に証明された損害額に基づき、1事故につき10億円を限度とする責を負うものとする。

13. その他

この要領に定めのない特別な事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。